

改正

平成30年3月30日告示第60号

令和3年4月1日告示第75号

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 第1号訪問事業

(ア) 訪問型サービス（現行相当サービス） 指定事業者が行う旧介護予防訪問介護に相当するサービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者による当該指定に係る訪問型サービスを含む。）

(イ) 訪問型サービス（緩和した基準によるサービス） 指定事業者等が行う緩和した基準

による生活支援サービス

イ 第1号通所事業

(ア) 通所型サービス（現行相当サービス） 指定事業者が行う旧介護予防通所介護に相当するサービス（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者による当該指定に係る通所型サービスを含む。）

(イ) 通所型サービス（緩和した基準によるサービス） 指定事業者等が行う緩和した基準による通所サービス

ウ 第1号介護予防支援事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント 介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

(第1号事業の対象者)

第5条 この要綱において第1号事業の対象者とは、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者で、第1号事業を受けることによって、心身の状況を改善することができると認められるもの（以下「事業対象者」という。）

(3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（省令第140条の62の3第1項第2号の規定により市が補助するものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受けるもの（市が必要と認める者に限る。）

(事業対象者の要件の確認)

第6条 第1号事業を受けようとする者で、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者は、居

住地を管轄する地域包括支援センターに基本チェックリストを提出するものとする。

(1) 要介護又は要支援認定を受けていない者で、かつ、要介護又は要支援認定申請を行っていない者

(2) 要介護又は要支援認定を既に受けている者で、かつ、認定の有効期間の満了にあたり、要介護又は要支援認定申請を行わない者

2 前項の規定による提出があったときは、地域包括支援センターは、前条第2号の規定に該当する者であるか確認を行うものとする。

3 前項に規定する事業対象者の要件の確認は、地域包括支援センターが原則本人との面接にて行う。ただし、本人が入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等本人との面接が困難である場合は、電話又は家族の来所による相談に基づき、本人の状況、相談の目的等を聞き取ることにより確認を行うものとする。

(事業対象者の手続き)

第7条 前条に規定する要件の確認の結果事業対象者と認められる者は、基本チェックリストの実施結果及び介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(別記様式。以下「依頼届出書」という。)に介護保険被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条第1項第1号に該当し、第1号事業を受けようとする者は、基本チェックリスト実施日から1か月以内に前項の手続きを行わなければならない。

3 前条第1項第2号に該当し、認定有効期間満了日の翌日から第1号事業を受けようとする者は、既に受けている認定の有効期間の満了日の1か月前から満了日までに第1項の手続きを行わなければならない。

4 第1項に規定する依頼届出書等の提出は、事業対象者に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができる。

(総合事業の実施方法)

第8条 市長は、第4条に掲げる事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第1項の規定に基づく省令第140条の67の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(4) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による実施

(指定事業者が実施する総合事業の費用の額)

第9条 指定事業者が実施する総合事業の費用の額は、次の各号に掲げる総合事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。ただし、算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 訪問型サービス（現行相当サービス） 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に定める別表単位数表（以下「単位数表」という。）1に定める単位数に、1単位の単価（10円に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。）に定める伊賀市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額

(2) 訪問型サービス（緩和した基準によるサービス） 市長が別に定める単位数に、1単位の単価（10円に、単価告示に定める伊賀市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額

(3) 通所型サービス（現行相当サービス） 単位数表2に定める単位数に、1単位の単価（10円に、単価告示に定める伊賀市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額

(4) 通所型サービス（緩和した基準によるサービス） 市長が別に定める単位数に、1単位の単価（10円に、単価告示に定める伊賀市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額

(5) 介護予防ケアマネジメント 単位数表3に定める単位数に、1単位の単価（10円に、単価告示に定める伊賀市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額。ただし、事業対象者については、市長が別に定める単位数に、1単位の単価（10円に、単価告示に定める伊賀市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額。

(第1号事業支給費の支給)

第10条 市は、法第115条の45の3第1項の規定に基づき、第5条に規定する第1号事業の対象者（以下「第1号事業の対象者」という。）が、指定事業者から総合事業のサービスを受けたときは、当該第1号事業の対象者に対し、当該総合事業のサービスに要した費用について、第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）を支給する。

2 第1号事業の対象者が、指定事業者の当該指定に係る総合事業を行う事業所により行われる当該総合事業を利用したときは、市は、当該第1号事業の対象者が当該指定事業者を支払うべき当

該総合事業に要した費用について、第1号事業支給費として当該事業対象者に対し支給すべき額の限度において、当該第1号事業の対象者に代わり、当該指定事業者を支払う。

- 3 前項の規定による支払があったときは、第1号事業の対象者に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなす。

(第1号事業支給費の額)

第11条 第9条第1号から第4号までの第1号事業支給費の額は、当該各号に定めるところにより算出した額の100分の90に相当する額とする。

- 2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である第1号事業の対象者に係る第1号事業支給費については、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 3 法第59条の2第2項に規定する前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。
- 4 第9条第5号の第1号事業支給費の額は、同号に定める費用の額とする。

(支給限度額)

第12条 居宅要支援被保険者等が総合事業を利用した場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づき介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額とする。

- 2 事業対象者が総合事業を利用した場合（指定事業者が提供するサービスを利用した場合に限る。）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額（以下「事業対象者支給限度額」という。）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業対象者の自立支援につながるものとして市長が必要と認めた場合には、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を支給することができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第13条 市長は、通知別記1第2の1(1)ア(コ)及び(サ)の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

(指定事業者の指定基準)

第14条 指定事業者は、当該指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める指定基準に従い、事業を行わなければならない。

- (1) 訪問型サービス（現行相当サービス） 省令第140条の63の6第1号イ及びロに規定する基準の例による基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）。ただし、介護保険法施行規則

等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(2) 訪問型サービス（緩和した基準によるサービス） 市長が別に定める基準

(3) 通所型サービス（現行相当サービス） 省令第140条の63の6第1号イ及びロに規定する基準の例による基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）。ただし、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(4) 通所型サービス（緩和した基準によるサービス） 市長が別に定める基準
(指定事業者の指定の手続)

第15条 法第115条の45の3第1項の指定事業者の指定に関する手続は、市長が別に定める。

(指導監査)

第16条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者等に対して、指導及び監査を行うものとする。

(不正利得の徴収)

第17条 市長は、総合事業の利用者又は指定事業者等が、偽りその他不正の手段により、市から当該総合事業に係る費用の支給を受けたときは、当該費用の返還を求めることができる。

(事業の費用の一部負担)

第18条 市長は、総合事業を第8条第1項第2号から第4号までに規定する方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、第1号事業の対象者に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(補助)

第19条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助することができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(サービス利用の経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間、医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされる指定を不要とする旨を届け出た指定介護予防サービス事業者から、施行日前より引続きサービス提供を受けようとする者は、その者の要支援認定に基づき、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用することができる。

附 則（平成30年3月30日告示第60号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第75号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）
別記様式（第7条関係）



伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業
介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	新 規 ・ 変 更		
被 保 険 者 氏 名 (ふりがな)	被保険者番号				
	個人番号				
	生 年 月 日		性 別		
	明治・大正・昭和 年 月 日		男 ・ 女		
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター					
地域包括支援センター名		所在地	〒 ー		
		電話番号 ()			
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。					
居宅介護支援事業所名		所在地	〒		
		電話番号 ()			
地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。					
変更年月日 (年 月 日付)					
(あて先) 伊賀市長 上記の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを届出ます。 年 月 日 (住所) 被保険者 (氏名) (電話番号)					
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者	<input type="checkbox"/> 届出の重複			
	<input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業所番号				
	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業所番号				

- (注意) 1 この届出書は、介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに伊賀市窓口へ提出してください。
2 介護予防ケアマネジメントを依頼する地域包括支援センター又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず伊賀市窓口へ届出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。